

ミラサポCONNECT利用規約
(成長加速マッチングサービス)

令和6年12月20日
中小企業庁

第1条 (総則)

- 1 本利用規約（以下、「本規約」といい、これに適用されるデータの利用に関する特則を含む。）は、中小企業庁が運営するデータプラットフォームであるミラサポCONNECT（以下「ミラサポCONNECT」という。）上で中小企業庁が提供する成長加速マッチングサービス（以下「本サービス」という。）の利用条件について定めることを目的とします。
- 2 本規約は、第2条により会員として登録され、ミラサポCONNECT上で中小企業庁が提供する本サービスを利用する者（以下「会員」という。）と中小企業庁との間のミラサポCONNECTの利用に関わる一切の関係について適用されます。なお、第15条に定めるデータの利用に関する特則は、当該特則の対象となる会員に対してのみ適用されます。
- 3 会員は、本サービスの利用を開始した場合には、本規約、別途定めるミラサポCONNECTの運営に関するプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」という。）及び 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー（以下「データ利活用ポリシー」という。）に同意したものとみなします。

第2条 (会員登録)

- 1 本規約において、「中小企業者」及び「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項に定める者、「支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第1項に基づき認定された認定経営革新等支援機関又は中小企業庁が定める投資機関若しくは中小企業支援実施機関等を指します。
- 2 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに定める方法で会員登録を行うものとします。
 - (1) 中小企業者及び小規模企業者の利用希望者
 - 1 自社のGビズIDプライム、GビズIDメンバー（以下「ID」という。）を用いてログインした上で、中小企業庁の定める情報（以下「登録情報」という）を登録することで、会員登録を行うことができます。なお、GビズGビズIDエントリーは利用できません。
 - (2) 支援機関の利用希望者
 - 1 登録情報を中小企業庁が定める方法で登録することにより、本サービスの利用の登録申請を行うことができます。
 - 2 中小企業庁は、中小企業庁が別に定める支援機関から前項に基づく登録申請があったときは、本項第3号に定める拒否事由に該当する場合を除き、承認を行うものとします。
 - 3 利用希望者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると中小企業庁が判断した場合には、登録を拒否することができます。その際、中小企業庁はその理由を開示する義務を負わず、中小企業庁の責めに帰すべき事由がある場合を除き、それにより利用希望者に生じる損害又は不利益については一切の責任を負わないものとします。
 - A) 提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがある場合
 - B) 反社会的勢力等（第20条第1項に定義する。以下同じ。）に所属

- し若しくは過去に所属していた場合、その他反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与等がある場合
- C) 過去に、本サービスの利用登録の拒否若しくは利用の停止の措置を受けた場合
 - D) 雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人等の強い影響を受けている場合
 - E) その他中小企業庁が登録を不相当と認める場合

第3条 (会員の登録情報)

- 1 会員は、自らの登録情報の内容が真実かつ正確な最新の情報であるように必要に応じて速やかに更新を行うものとします。
- 2 前項に違反し真実かつ正確な最新のデータが提供されていないと中小企業庁が合理的な理由により判断した場合には、中小企業庁は当該会員の登録の取消又は一時的な停止を行うほか、将来にわたって本サービスの利用を拒否する場合があります。
- 3 会員は、本サービスの利用に当たってGビズID並びにパスワードを他人に推知されないよう自己の責任で管理するものとします。
- 4 会員は、ID及びパスワードの情報が第三者に漏洩した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに中小企業庁に連絡するものとします。この場合、中小企業庁は、事前の通知なく当該会員登録の取消若しくは一時停止又はID及びパスワードによる本サービスの利用の一時停止又は終了ができるものとします。
- 5 会員は、本規約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に移転し、使用させること又は第三者の担保に供することはできません。
- 6 ID及びパスワードを利用して行われたあらゆる行為は、第三者が会員本人の同意なく行った場合や不正に使用した場合であっても当該IDの登録されている会員自身による行為とみなすものとし、中小企業庁に故意又は重過失がある場合を除き、会員はその一切の責任を負うことに同意するものとします。
- 7 会員は自らの登録情報について責任を負うものとし、本サービスを通じて掲載、他人に開示、提供又は送付する会員の登録情報に基づいて構成される情報、データ、文書、デザイン、ロゴマーク、ソフトウェア、音楽、写真、映像、ビデオ、メッセージ、文字等（以下「コンテンツ」といいます。）について中小企業庁が会員に代わり責任を負うこと及び中小企業庁がコンテンツの内容を管理することはありません。
- 8 登録情報に基づき中小企業庁が会員に対して通知を発した場合には、当該通知が延着又は不達となった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第4条 (サービス)

- 1 会員が利用できる本サービスは、次の各号に掲げる会員の区分ごとに以下のとおり定めるものとします。
 - (1) 中小企業者・小規模企業者の会員のサービス
 - 1 自社情報閲覧・編集
会員による自社情報（経営課題に関する情報を含む。）の入力及び編集並びに自社の補助金及び認定等の申請データを閲覧する機能
 - 2 開示先選択機能
自社の情報を閲覧することが可能な支援機関グループを選択する機能
 - (2) 支援機関の会員のサービス
 - 1 事業者検索・コンタクト機能

支援機関が、中小企業者・小規模企業者の会員情報を検索及び閲覧し、関心のある会員に対して連絡先開示依頼を行った上で、承諾した会員の連絡先を閲覧できる機能

第5条 （会員の退会）

- 1 中小企業庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく会員を退会させ、当該会員への本サービスの提供を中止するものとします。
 - (1) 会員が中小企業庁が定める退会手続を行い又はその他の方法により中小企業庁に利用の中止を申し出た場合
 - (2) 会員（個人に限る。）の死亡若しくは傷病又は廃業、所属団体からの退職若しくは脱退等の事由により会員本人による申出を行うことが困難な場合であって、会員本人による申出に準ずると中小企業庁が判断した者からの退会の依頼があり、かつ、中小企業庁がそれを了承した場合
 - (3) その他、中小企業庁が本サービスの利用の中止が必要と判断した場合
- 2 会員は、退会時に本サービス利用に関する一切の権利を失うものとします。ただし、会員として本サービスの利用により生じた責任及び義務については、退会後も免除されないものとします。

第6条 （会員登録の取消等）

- 1 中小企業庁は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員登録の取消若しくは会員登録に伴う権利の取消（以下「取消等」という。）若しくは会員登録の一時停止又は将来に渡る本サービスの利用の拒否ができるものとします。
 - (1) 登録情報又は本サービス利用時の投稿内容の全部又は一部に、不正確、不実、虚偽その他これらに類する内容が含まれていた場合
 - (2) 過去に中小企業庁が提供する施策等において契約上の義務を怠ったこと若しくは不正に施策等を利用したことがある場合又は今後そのおそれがあると中小企業庁が合理的な理由により判断した場合
 - (3) 本規約第11条に定める行為等を過去に行っている若しくは将来行うおそれがあると認められる場合
 - (4) 本サービスへのログインが継続的に行われていない等、長期間本サービスの利用がなかった場合
 - (5) 倒産等の理由により本サービスの継続的な利用が困難であると中小企業庁が合理的な理由により判断した場合
 - (6) その他、法令若しくは本規約の内容及び趣旨に違反した行為又は本規約の趣旨に照らして不適切な行為を行ったと中小企業庁が合理的な理由により判断した場合
- 2 前項により会員登録を取り消された会員は、本サービス利用に関する一切の権利を失うものとし、当該措置により会員又は第三者に生ずる一切の損害について、直接的か間接的かを問わず、中小企業庁は一切責任を負わないものとします。ただし、会員として本サービスの利用により生じた責任及び義務については、会員登録の取消後も免除されないものとします。

第7条 （本サービスの変更・廃止）

中小企業庁は、本サービスの内容の全部又は一部を会員に事前の通知をすることなく変更することができるものとします。また、中小企業庁は本サービスの全部又は一部を、中小企業庁が適当と認める告知方法により一定の予告期間において、停止又は廃止することができるものとします。ただし、緊急の場合には、予告期間をおかないで停止又は廃止することができるものとします。

第8条 （本サービスの一時的な中断）

中小企業庁は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 中小企業庁の使用する設備やシステム等の緊急的な保守等を行う必要がある場合
- (2) 火災、停電、天変地異、戦争、動乱、暴動、騒乱、テロ、労働争議、パンデミック等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) その他、本サービスの運用上又は技術上、中小企業庁が本サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第9条 （利用環境の整備と自己責任原則）

- 1 会員は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信手段等を準備し、それらの情報セキュリティを確保するとともに、それらを適切に設置及び操作するものとします。
- 2 会員は、会員による本サービスの利用及び本サービスを利用してなされた一切の行為（第3条第6項により、会員自身による行為とみなされる第三者の行為を含み、以下同様とする。）とその結果について一切の責任を負うものとします。

第10条 （権利の帰属・情報の無断使用の禁止）

- 1 中小企業庁が本サービスによって提供する情報その他のミラサポCONNECTを構成する内容に係る著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権その他の一切の権利は、中小企業庁又は正当な権利者に帰属します。
- 2 会員は、本規約及び関連する法令が許容する範囲内においてのみ、本サービスを利用することができ、また、会員自身が利用するためにのみコンテンツをコピー、ダウンロード又は印刷することができます。
- 3 会員は、本サービスによって提供を受ける情報その他のミラサポCONNECTを構成する内容について、中小企業庁又は正当な権利者の事前の承諾なく、譲渡、編集、翻案、使用、複製、転載、公衆送信、転送等を行ってはならず、また、方法及び目的の如何を問わず第1項に規定する権利を侵害することはできません。なお、著作権法第32条に定める正当な範囲内での引用は認められるものとします。
- 4 会員が本サービスの利用に当たり投稿した情報についての権利は、当該情報の正当な権利者に帰属するものとします。
- 5 会員は、本サービスの利用に当たり情報を投稿することによって、中小企業庁に対して日本の国内外において無償で非独占的に当該投稿を使用、複製、編集その他一切の利用を行う権利（著作権法第21条ないし第28条の権利及び商用利用を含む）を許諾したものとみなします。また、当該会員から中小企業庁に許諾される権利には、第2項に定める態様により他の会員が当該投稿を使用することを中小企業庁が認める権利等、中小企業庁から第三者に対する再利用許諾権を含みます。なお、会員は、自らの投稿について、中小企業庁又は中小企業庁から再利用許諾権を受けた第三者に対して著作者人格権を行使せず、又は著作者人格権を有する第三者に行使させないものとします。
- 6 会員が本サービスの利用に当たり投稿する情報について、当該投稿を行う会員は、複製権等の著作権法上の権利、その他の投稿及び前項に基づく権利の許諾を行うために必要となる全ての権利を有しており、第三者の権利を何ら侵害していないことを保証するものとします。
- 7 中小企業庁は、会員が本条に違反し中小企業庁又は正当な権利者の権利を侵害した場合に、違反行為を差し止める権利、違反行為によって生じたものの使用を差し止める権利、違反行為によって生じた結果を除去することを求める権利及び違反行為

による損害等の賠償を請求する権利を有するものとします。

第11条（不適切な投稿及び行為の禁止）

- 1 会員は、本サービスを利用するに当たり、故意又は過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある内容の投稿及び行為（以下「行為等」という。）を、その形態の如何にかかわらず、行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為等
 - (2) 違法行為及びその助長又はその実行を暗示する行為等
 - (3) 中小企業庁、他の会員又は第三者の知的財産権その他の財産権、プライバシー権、肖像権、その他の権利を侵害する行為等並びにその他の中小企業庁、他の会員又は第三者に対して経済的損害を与える行為等
 - (4) 中小企業庁、他の会員若しくは第三者を誹謗中傷し、その名誉を傷つけ、その他の精神的損害を与えるおそれがあり、中小企業庁、他の会員若しくは第三者の評判を毀損し、信用不安を引き起こすおそれがあり、又は中小企業庁、他の会員若しくは第三者に迷惑をかけ若しくは不快感を与える行為等
 - (5) 法令、これに準ずるガイドライン、準則等に反する行為等
 - (6) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類する行為等並びに公職選挙法に抵触する行為等
 - (7) 自己又は第三者の営業に関する宣伝又はその他の営利を目的にする行為等（ただし、支援機関として登録した会員による中小企業者・小規模企業者の会員への支援を目的とする利用は除く。）、本サービスの全部又は一部を方法の如何を問わず営利を目的として利用する行為等（ただし、支援機関として登録した会員による中小企業者・小規模企業者の会員への支援を目的とする利用は除く。）、その他本サービスを目的外で利用する行為等
 - (8) 無限連鎖講、マルチ商法その他これらに類する若しくはそのおそれのある行為等、並びに中小企業庁が無限連鎖講、マルチ商法その他これらに類する若しくはそのおそれのあるものと判断する内容を掲載する行為等
 - (9) 特定の宗教に関する布教活動又は反対活動等を目的にする行為等
 - (10) 人種、民族、信条、性別、社会的身分、居住場所、身体的特徴、病歴、教育、財産及び収入等を理由とする差別、その他の差別を助長し又は想起させる行為等
 - (11) ミラサポCONNECT及び本サービスのセキュリティホールやバグを利用する行為、人為的な高負荷アクセスを発生させる行為、他者の設備又は本サービス用設備（本サービスを提供するために利用される通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいう。）に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為、ミラサポCONNECT及び本サービスを逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングする行為、コンピューターウイルス等の不正あるいは有害なプログラム、スクリプト等を送信し、書き込み、又は第三者が受信可能な状態におく行為、本サービスによりアクセス可能な情報を改ざん及び消去する行為、不当に情報やデータを収集する行為並びにこれに至らない全ての不正アクセス行為
 - (12) 本サービスの趣旨に関連のない情報の投稿
 - (13) 前各号のほか、本サービスの運営その他の中小企業庁の業務を妨げ又は中小企業庁の信用を毀損する行為等並びに本規約に違反する又はその他中小企業庁が不適切と判断する行為等
- 2 中小企業庁は、会員が前項各号のいずれかに該当する行為等を行ったと合理的な理由により判断した場合又は本規約の内容若しくは趣旨に違反し若しくは本規約の趣旨に照らして不適切な行為を行ったと合理的な理由により判断した場合には、当該会員に事前に通知することなく、中小企業庁の裁量で登録情報及び投稿情報の変更

若しくは削除、本サービスを介してコンタクトした相手に対する注意喚起その他の連絡又は会員登録の取消等を行うことができるものとします。

- 3 前項に定める措置を講じたことにより、会員又は第三者に不利益又は損害が発生しても、中小企業庁は一切責任を負いません。

第12条（投稿情報の保存と保証）

- 1 中小企業庁は、会員が本サービスの利用に当たり投稿した情報を確実に記録又は保存することを保証するものではなく、中小企業庁は、投稿された内容の全部又は一部について中小企業庁の裁量により消去又は破棄する場合があります、これらの情報の全部又は一部が消失又は変容した場合であっても中小企業庁は一切責任を負いません。また、これらの情報の全部又は一部が流出した場合であっても、中小企業庁に故意又は重大な過失がない限り中小企業庁は一切責任を負いません。
- 2 会員は、情報を投稿する際に、自身で当該情報をバックアップ保存するなどして当該情報の消失に備えるものとします。

第13条（商標の無断転用・転載の禁止）

本サービスにおいて、中小企業庁が使用する全ての商標は、中小企業庁における商標若しくは登録商標又は権利者から許諾を得た商標若しくは登録商標であり、これらを無断で転用・転載することを禁止します。

第14条（個人情報の利用）

- 1 中小企業庁は、会員から取得する氏名、所属、メールアドレス、住所、電話番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含み、以下「個人情報」という。）については、特に定めのない限り別に定めるプライバシーポリシー（<https://mirasapo-connect.go.jp/privacy-policy/>）、データ利活用ポリシー（https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/）及びその他個人情報保護関連法令等に基づき取り扱うものとします。なお、プライバシーポリシーとデータ利活用ポリシーとの間に矛盾・抵触がある場合には、データ利活用ポリシーが優先して適用されるものとします。

第15条（データの利用に関する特則）

会員が本サービスを通じて取得したデータ（以下「受領データ」といい、受領データに対し技術的に復元可能な程度の加工等が施されたデータは受領データに含む。）及び受領データに対し技術的に復元困難な加工等が施されたデータ（以下「派生データ」という。）の取扱いについては、別途定める「支援機関のデータの利用に関する特則」に従うものとします。なお、当該特則を除いた本規約と当該特則に矛盾・抵触がある場合は、当該特則が優先して適用されるものとします。

第16条（免責事項）

- 1 中小企業庁は、受領データについて、これらの内容、品質、正確性、適法性（知的財産権その他の他人の権利を侵害していないことを含む。）、有用性、信憑性、速報性及び完全性に関する確認、表明又は保証の義務を負いません。
- 2 中小企業庁は、会員による本サービスの利用及び会員が本サービスを利用できないことにより発生した、会員又は第三者が被った損害又は不利益について一切の責任を負わないものとします。ただし、中小企業庁の故意又は重大な過失によるものである場合は、この限りではありません。
- 3 中小企業庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一切の責任を負わないも

のとします。

- (1) 会員がID及びパスワードを漏えいするなどし、これらの情報が会員以外の者によって不正に利用された場合
- (2) 会員が利用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は会員により誤操作等が行われた場合
- (3) 本サービスよりリンクされているウェブサイト及び本サービス上に掲載されている情報からリンクされているウェブサイトに関連して会員又は第三者に損害又は不利益が発生した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会員が本規約に違反した場合、中小企業庁の責めに帰すべき事由がない場合、又は天変地異、戦争、騒乱、火災、停電その他の不可抗力により損害又は不利益が発生した場合

第17条（秘密保持義務）

- 1 「秘密情報」とは、本サービスに関連する技術情報又は営業情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報（ただし、受領データ及び派生データを除く。）をいいます。
 - (1) 中小企業庁が、会員に対し、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）により開示した情報のうち、秘密情報である旨を明示した情報
 - (2) 中小企業庁が、会員に対し、口頭その他無形的手段により開示した情報又は前号の開示が困難な情報のうち、開示内容の概要を書面化して秘密情報である旨を通知した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に会員が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず会員が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に会員の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示された情報
- 3 中小企業庁から開示された情報が第1項第2号に該当する場合、会員は、中小企業庁が会員に対し秘密情報として取り扱わない旨を通知した日までは、当該情報を秘密情報と同様に取り扱うものとします。ただし、当該情報が前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- 4 会員は、秘密情報の全部又は一部について、秘密として管理し、中小企業庁の書面による同意がある場合を除いて、次の各号の義務を負うものとします。
 - (1) 第三者に開示又は漏洩しないこと
 - (2) 本規約上の権利の行使又は義務の履行以外の目的に使用及び利用しないこと
- 5 前項の規定にかかわらず、会員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、会員は、当該第三者に対し、前項の秘密保持義務及び目的外利用禁止義務を遵守させ、その義務違反について、自ら責任を負うものとします。
 - (1) 本目的のために秘密情報を知る必要がある会員の役員、従業員、職員及び研究活動に従事する研究員
 - (2) 本目的のために秘密情報を知る必要がある会員の弁護士、会計士、税理士、その他法令上の守秘義務を負う外部専門家
- 6 第4項の規定にかかわらず、法令上の強制力を伴う開示要求が公的機関よりなされた場合、会員は、当該機関に対し、当該要求への対応に必要な限りで、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、会員は、法令に違反しない限り、次の各号の義務を負うものとします。

- (1) 公的機関に開示する旨を中小企業庁に開示前に通知できる場合、中小企業庁に対し、開示前に、可及的速やかに通知するものとします。この場合、中小企業庁が公的機関への異議等を申し立てる際には、会員は最大限協力するものとします。
 - (2) 公的機関に開示する旨を中小企業庁に通知できない場合、中小企業庁に対し、開示後、直ちに通知するものとします。
- 7 会員は、秘密情報を、次の各号に従い、管理するものとします。
- (1) 秘密情報を他の情報と区別して管理すること
 - (2) 中小企業庁から提供を受けた秘密情報が記録された媒体（複製物を含む。）について、施錠等、秘密性を保持するための物理的にアクセス困難な合理的な措置を講じること
 - (3) 自らの管理下にある秘密情報について、パスワードの設定、暗号化、アクセス制限等、その秘密性を保持するための合理的な措置を講じること
 - (4) 秘密情報の漏洩又はそのおそれが生じた場合には、中小企業庁に対し、その旨を、直ちに通知すること
- 8 会員登録の取消時、退会時又は中小企業庁が要求する場合にあって本規約に別段の定めがないときは、会員は、法令に違反しない限り、次の各号の義務を負うものとします。この場合、中小企業庁は会員に対し次の各号の事項の履行を証明する文書の提出を求めることができるものとします。
- (1) 中小企業庁の指定に従い、秘密情報が記録された開示者から提供を受けた媒体（複製物を含む。）の返還又は破棄
 - (2) 自らの管理下にある秘密情報の削除（ただし、通常のコピーバックアップの一環として保管している秘密情報の電磁的複製で削除が実務的に困難な場合を除く。）
- 9 本条の義務は、会員登録の取消又は退会後も存続するものとします。

第18条（第三者との間の紛争）

- 1 本条において「紛争」とは、会員と第三者との間で、本サービスに起因又は関連する見解の対立若しくは相違、請求又は訴訟その他法的手続を意味するものとします。
- 2 紛争が生じた場合、当該紛争の当事者である会員及び中小企業庁は、次の各号の義務を負うものとします。
 - (1) 相互に、当該紛争について、速やかに通知すること
 - (2) 当該紛争の解決に合理的な範囲で協力すること

第19条（本規約の変更）

- 1 中小企業庁は、会員の一般の利益に適合する場合又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的と判断した場合には、本規約を変更することができるものとします。
- 2 中小企業庁は、本規約を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日を会員に通知することにより、会員に周知するものとします。
- 3 本規約の変更後に会員が本サービスを利用したときは、会員は改正後の利用規約に同意したものとみなします。

第20条（反社会的勢力等の排除）

- 1 本条において、「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者としてします。
- 2 会員は、中小企業庁に対し、次の各号の事実が全て真実かつ正確であることを表明

し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力等に該当しないこと
- (2) 反社会的勢力等が自らの経営を支配していないこと
- (3) 反社会的勢力等が自らの経営に実質的に関与していないこと
- (4) 自らが、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していないこと
- (5) 自らが、反社会的勢力等に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (6) その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

第21条（残存条項）

本規約に別段の定めがある条項のほか、本条及び次の各号の規定は、会員と中小企業庁の間で、会員登録の取消の時又は退会時も適用されるものとします。ただし、個別の条項に、期間の定めがある場合は当該期間のみ存続するものとします。

- (1) 第10条（権利の帰属・情報の無断使用の禁止）
- (2) 第12条（投稿情報の保存と保証）
- (3) 第13条（商標の無断転用・転載の禁止）
- (4) 第16条（免責事項）
- (5) 第17条（秘密保持義務）
- (6) 第18条（第三者との間の紛争）
- (7) 第20条（反社会的勢力等の排除）
- (8) 第26条（準拠法）
- (9) 第27条（紛争解決）

第22条（通知等）

- 1 本規約に基づく会員と中小企業庁との間の通知、要求又は催告は、各当事者が指定するメールアドレス宛での電子メール又は本サービス上で通知することにより行うものとします。
- 2 会員又は中小企業庁は、相手方が指定するメールアドレス宛での電子メール又は本サービス上で通知することにより通知先を変更できるものとします。

第23条（権利義務の移転）

中小企業庁は、本規約に明示の定めがある場合を除き、会員に対し、何らの権利も譲渡又は移転せず、いかなる利用権も許諾しないものとします。

第24条（譲渡禁止）

会員及び中小企業庁は、本規約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をすることができないものとします。

第25条（言語）

本規約は、日本語版を正文とします。本規約の外国語訳が創出される場合であっても、当該外国語訳と正文との間で意味又は意図に矛盾又は相違がある場合、正文が優先するものとします。

第26条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、解釈されるものとします。

第27条（紛争解決）

本規約に起因又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

支援機関のデータの利用に関する特則

第1条 (目的)

本特則は、中小企業庁と本サービスにおける次条第2号に定める支援機関との間のデータの利用に係る特則を定める。

第2条 (定義)

本特則では、次の各用語は、次の各意味を有する。

(1) 本契約

ミラサポCONNECT利用規約及び本特則を含む中小企業庁と次号に定める支援機関との間で成立する、本サービスの利用に関する契約

(2) 支援機関

中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関（認定経営革新等支援機関に認定された金融機関の推薦を受けた当該金融機関関係の投資会社、独立行政法人中小企業基盤整備機構が民間機関等とともに組成した投資ファンド（投資事業有限責任組合）を運営している投資機関、または、中小企業投資育成株式会社法に基づく中小企業投資育成株式会社）

(3) データ

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法で創出される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された情報

(4) ミラサポCONNECT保有データ

中小企業庁がミラサポCONNECTにおいて保有するデータ

(5) 受領データ

ミラサポCONNECT保有データのうち、本サービスを通じて支援機関が取得したデータで別表1（データ利用条件）に記載されたもの

(6) 漏洩等

漏洩、滅失又は毀損

(7) 派生データ

統計化されたデータなど受領データに対し支援機関又は支援機関から委託を受けた第三者により技術的に復元困難な加工等が施されたデータ（ミラサポCONNECT保有データと同一性が認められないものとみなす。）。なお、個人情報並びに第三者の営業秘密を含むデータは派生データに含まれない。

(8) 加工等

改変、追加、削除、組合せ、分析、編集及び統合等

(9) データ利用条件

別表1（データ利用条件）で特定される、受領データを利用する際の条件

(10) 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

(11) 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含む。）

(12) 法令

法律、政令、省令、基準及びガイドライン

(13) 中小企業者・小規模企業者

中小企業基本法第2条第1項及び第5項に定める中小企業者・小規模企業者

第3条 （契約関係）

- 1 本サービスの利用規約と本特則との規定に抵触又は矛盾がある場合には、本特則の内容が優先する。
- 2 本特則の他の条項で「本特則」又は「本契約」という場合、別表及びその内容を含む。

第4条 （データ利用条件の設定）

- 1 データ利用条件が設定されていない新たなデータを本サービスで取り扱う場合、中小企業庁が新たにデータ利活用ポリシー及びデータ利用条件を更新する。
- 2 新たなデータが本サービスで取り扱われているにもかかわらず前項の手続によるデータ利活用ポリシー及びデータ利用条件が更新されない場合は、支援機関は、当該データを利用することはできない。
- 3 データ利用条件は、本サービス利用規約第19条（本規約の変更）で定める手続により、更新することができる。ただし、既に開示された受領データについては、支援機関の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による同意がある場合を除いて、更新前のデータ利用条件による。

第5条 （受領データの利用条件）

- 1 支援機関は、別表1で定める利用条件を満たす場合、受領データを自ら利用できる。
- 2 支援機関は、受領データについて、次の各号のいずれかに該当する行為をしない。
 - (1) データ利用条件の範囲外で、自ら利用すること
 - (2) 第三者に対し、開示若しくは漏洩し、又は利用させること。ただし、中小企業庁のウェブサイト上（<https://www.chusho.meti.go.jp/>）又は各補助金ウェブサイト上等で採択者情報としてすでに公開されている情報は、個人情報の保護に関する法律等の法令に反しない限り、第三者に開示することができる

第6条 （受領データの管理）

- 1 支援機関は、受領データを他のデータと明確に区別して、秘密として、管理及び保管する。
- 2 支援機関は、受領データを取り扱うために使用するソフトウェア、電子計算機について、適切な情報セキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 支援機関は、中小企業庁の求めがある場合、中小企業庁に対し、自らが管理する受領データの管理状況を書面で報告する。
- 4 中小企業庁が前項の報告により受領データの管理状況が適切ではないと判断した場合その他受領データの管理状況に疑義があると判断した場合、中小企業庁又は中小企業庁が指定する第三者は、支援機関の事業所その他受領データを保管し、管理する場所において、現地調査を行うことができるものとする。
- 5 支援機関は、受領データの漏洩等が発覚した場合、速やかに中小企業庁に通知するとともに、中小企業庁が必要と認める協力支援その他の措置を実施する。
- 6 支援機関は、第三者から苦情、異議、請求その他の意思表示（以下「請求等」という。）を受けたときは、速やかにその内容を中小企業庁に報告し、かつ、中小企業庁が承認した方法により、支援機関の費用と責任においてこれを解決しなければならない。この場合、支援機関は請求等を解決するために中小企業庁が必要と認める協力支援その他の措置を実施するものとする。
- 7 前項の請求等が支援機関の故意又は過失に基づいて生じた場合で、当該請求等により中小企業庁が損害を被ったときは、支援機関は中小企業庁に対して、請求等によ

り中小企業庁の支払った損害賠償金及び中小企業庁に生じた紛争対応のための費用（訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用を含むが、これに限られない。）その他の中小企業庁に生じた損害（以下、損害賠償金、費用その他の損害をまとめて、本条において「損害等」という。）を賠償する責を負うものとする。また、支援機関が無過失であっても、両当事者が誠意をもって協議の上、損害等の分担割合を決する。

- 8 第6項の請求等が支援機関の故意又は過失に基づいて生じた場合で、当該請求等により第三者（中小企業庁に対し、ミラサポCONNECTにおいてミラサポCONNECT保有データとして取り扱うデータを提供する者を含むが、これに限られない。）が損害を被ったときは、支援機関は、中小企業庁の指示に従い、当該第三者に対して、当該第三者に生じた損害等を賠償する責を負うものとする。
- 9 中小企業庁が、支援機関に対し、受領データの管理方法の是正を求めた場合、支援機関はその指示に従い、その管理方法を改める。
- 10 前項の要求を受けた支援機関が、受領データの管理方法を適切に是正しなかった場合、中小企業庁は、管理方法が適切に是正されるまでの期間、当該支援機関によるミラサポCONNECTの利用を停止することができる。

第7条 （受領データの削除）

- 1 ミラサポCONNECT保有データの開示又は利用が、本契約、そのデータ利用条件若しくは法令に違反する又はそのおそれがあると中小企業庁が合理的な理由により判断した場合、中小企業庁は、法令に違反しない範囲で、支援機関に対し、事前に通知することを条件に、当該データのミラサポCONNECTからの削除、支援機関の管理下にある当該データの削除要請、その他適切な措置を講じることができる。
- 2 支援機関は、データ利用条件により特定された利用目的の達成後又は本契約の終了後（終了事由を問わず、ミラサポCONNECTを退会した場合も含む。）のいずれか早い時点で、受領データを利用できず、直ちに自らの管理下にある受領データを削除し、これを記録した媒体を破棄する。ただし、そのデータ利用条件に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- 3 中小企業庁が支援機関による受領データの破棄が適切に行われていないと合理的な理由により判断した場合、中小企業庁又は中小企業庁が指定する第三者は、支援機関の事業所その他受領データを保管し、管理する場所において、現地調査を行うことができるものとする。

第8条 （派生データの知的財産権）

派生データの知的財産権は、支援機関に帰属するものとする。

第9条 （派生データの利用）

- 1 本契約及び別表1に定めるデータ利用条件に違反せず、創出された派生データは、次の各号のとおり取り扱う。
 - (1) 当該派生データを創出した支援機関は、中小企業庁に対し当該派生データを開示する義務を負わない。
 - (2) 当該派生データを創出した支援機関は、当該派生データを、別表1のデータ利用条件に記載の目的に限り、自由に利用できる。
 - (3) 当該派生データの第三者への開示の可否については別途中小企業庁、支援機関間で協議して定めるものとする。
- 2 本契約又は別表1に定めるデータ利用条件に違反して、創出された派生データは、次の各号のとおり取り扱う。
 - (1) 当該派生データを創出した支援機関は、中小企業庁に対し、創出された派生

データを速やかに開示する。

- (2) 当該派生データを創出した支援機関は、当該派生データを、第三者に開示又は漏洩してはならず、また、利用しない。
 - (3) 当該派生データを創出した支援機関は、自らの管理下にある当該派生データを、第1号の開示後、直ちに削除する。
- 3 本契約及びデータ利用条件に従い、派生データを創出した支援機関は、本契約の終了後も、当該派生データの削除義務を負わない。ただし、本契約が支援機関の責めに帰すべき事由により終了した場合には、当該派生データを削除しなければならない。
 - 4 第2項第3号又は前項に定める支援機関による派生データの削除が適切に行われていない又はそのおそれがあると、中小企業庁が合理的な理由により判断した場合、中小企業庁又は中小企業庁が指定する第三者は、支援機関の事業所その他支援機関がデータを保管し、管理する場所において、現地調査を行うことができるものとする。

別表1 支援機関のデータ利用条件

支援機関の受領データの利用条件を以下のとおり定める。

1. 利用目的

データの区分ごとに、以下の利用目的でのみ利用することができる。以下に「○」と記載されたデータを除いて、支援機関はいかなるデータも受領データとして取り扱ってはならないものとする。

利用目的	データの区分											
	申請者の識別・属性情報	共同申請者情報	事業・営業情報	承継情報	担当者情報	財務情報	事業計画	申請事業内容	制度活用情報	課題に係る情報	支援機関情報	支援情報
支援機関と中小企業者・小規模企業者のマッチングサービス（中小企業者・小規模企業者に関する情報の閲覧を含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1. 受領データの種類

上記データの区分は、以下のとおり定義される。

No.	データ区分	定義	具体例
1	申請者の識別・属性情報	申請者を特定し、又は申請者に到達することが可能な情報及び法人の規模や体制を示す情報	GビズID 申請者名（法人名／屋号等を含む） 本店住所・代表電話番号 代表者名 従業員数、事業所数、設立年（個人事業主は創業年）、都道府県、市区町村、業種（主な業種、日本標準産業分類の中分類）等
2	共同申請者情報	補助金等の事業に申請するに当たり、申請者が提携する法人及び所属する組織の情報	連携先情報 加入組織情報 等
3	事業・営業情報	申請者の事業概要及び特許情報、取引情報等、事業活動において有用となる技術上又は営業上の情報（営業秘密となる情報を含む）	事業内容 特許情報 販売先／仕入れ先 株主・出資者 等
4	承継情報	申請者の事業を承継した（承継する予定の）法人等に係る情報	事業承継形態・事業承継状況 承継者の要件 承継者の基本情報 等
5	担当者情報	申請者において、補助金の申請を担当している部門名及び従業員の氏名並びにその連絡先	申請担当者名 申請担当者の所属部署 申請担当者の連絡先 等
6	財務情報	申請者の確定申告及び財務三表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）に記載されている情報及びそれらの情報から算出された経営・財務指標	確定申告書等に記載されている情報 貸借対照表に記載されている情報 損益計算書に記載されている情報 各種利益率 ローカルベンチマーク 等
7	事業計画	申請者の中期経営計画及び補助金等の申請をした事業に係る計画の内容	中期経営計画 その他事業計画 等
8	申請事業内容	申請者が補助金等を申請する事業の概要並びに補助金交付金額及び費用などの情報	申請事業名・概要 補助金交付情報 等
9	審査情報	申請に対して審査員等が審査をした際の情報	審査点 等
10	制度活用情報	過去に認定・承認を受けた補助金・行政手続（※）の情報又は申請中の補助金・行政手続の情報	補助金交付の履歴 行政手続の履歴（認定等の事実、認定日等） 申請年度・事業実施年度、申請応募回等
11	課題に係る情報	申請者が抱える課題等、申請者から支援者又は支援機関が収集した情報	事業者が抱える課題 支援機関への相談内容 等
12	支援機関情報	支援機関として登録している情報	認定支援機関ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容 等
13	支援情報	申請者が支援機関から受けた支援に関する内容	支援内容 等

（※）「行政手続」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の申請、事業継続力強化計画の申請、経営革新計画の申請を指します。

なお、申請は新規・変更の両方を含みます。また、経営力向上計画の申請は、経済産業省（経済産業部局）宛のみの申請に限ります。